

ノーベル平和賞を「憲法9条を持つ日本国民」が受賞するとの観測が、話題になった。賛否両論は当然あるが、私は、国際社会における日本のイメージが近頃とても悪くなつてきている気がしていたこともあり、物理学賞に続く受賞を日本の名誉として素直に喜びたいと思つていた。

とはいえ、戦争放棄と戦力不保持を定めた9条は、海外からは奇異に映るかもしれない。日本にはれっきとした軍隊が存在するのではないかと。

自衛隊の創設以来60年、政府は一貫して、9条が保持を禁じる「戦力」には自衛隊は該当しないとの解釈で、自衛隊と9条が矛盾しないと説明してきた。ところが、最高裁はこの点の判断を避けてきたし、法学者には自衛隊を違憲とする者が相当数いる。規範と現実の乖離（かいり）は甚だしく、9条は「死に体」だとか、改憲して正面から軍の存在を明記すべきだとの意見にも、一定の説得力があるよ

を議熟には選択路針

憲法9条



森 南野

九州大法学部教授

うに見える。

それでも9条の規範力が現に蔽（おほ）してあることは否定できない。違憲説も存在するし、最高裁は未判断だし、政府のよつに合憲説をとるにしても自衛隊が「戦力」にまでなることは許されない。9条がある限り、自衛隊の装備にも活動範囲にも、そしてひよつとすると正統性にも限界がある。「戦力」つまり普通の軍隊にはなれないからこそ、防衛費



みなみの・しげる 京都市生まれ。東京大法学部卒。東京大大学院、パリ第10大大学院で憲法学を専攻。02年九州大助教授、14年から現職。AKB48の内山奈月氏との共著「憲法主義」が話題に。

は抑えられ、攻撃的兵器も持たずにきた。自衛のための必要最小限度の実力にとどまらねばならないからこそ、「他衛」のための集団的自衛権の行使は否定され、海外への戦闘目的での派遣はなされずにきた。そして戦前の軍人のよつに威張り散らす自衛隊員は皆無であるし、その銃口が我々国民に向く治安出動は、60年安保の際にも結局避けられた。

こうして自衛隊は、還暦を迎えるまで一度も人を殺さなかつたし、隊員もまた戦闘で殺されることを避け得てきた。かような戦後日本のあり方は、ときに「二国平和主義」と揶揄（やゆ）されることもあつたが、せめて一国だけでも平和国家として歩み続けてきた意義は、米国流の「国際貢献」一辺倒になりがちな国際政治のなかで、それとは異なるいき方を示す点でも、本来大きいはずである。9条の受賞は、それを評価する声が国際社会にも存在することを示し、ともすれば自信を喪失しがちな我々を勇気づけるものとなつただろう。

もちろん、9条には否定的意見もある。自民党は、自衛隊を国防軍として憲法上の存在に格上げする改憲案を発表している。安倍政権は、改憲が実現困難であるともみるや、改憲の手続きを緩めようとした。それに対する批判が高まると、今度は、条文はそのまゝに解釈を閣議で変更することにより、専守防衛を踏み越える集団的自衛権の行使を容認しようとした。

この国が、専守防衛に徹したままであるべきか、他国のために戦う国へと変貌すべきかは、意見が分かれるだろう。政治家任せではなく、我々国民が、憲法について学び考え、熟議を重ねたうえで、日本の針路を選択していかねばならない。捲土（けんど）重来、来年の受賞を目指す向きもあるよつだが、終戦70年の来年、「この国のかたち」は果たして今年と同じだろうか。国民が気付かないうちに憲法の実質が変つていた、ということだけはほしくないようにしたい。